

令和8年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援等業務に係る委託業務仕様書（案）

1 目的

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神）（以下「交付金」という。）は、結核性
疾病及び精神疾患に係る医療費の割合が高い市町村に対し一定割合の金額が交付される
国の制度であり、当該交付金の交付が見込まれる市町村は、各被保険者の全レセプトに
ついて、国の基準に基づき交付申請額を算定の上、申請する必要がある。

令和8年度以降は、発注者（県）が一括して当該交付金に係る交付申請額の算定及び
申請に必要なデータのとりまとめを行うことから、全市町村分のレセプトデータの抽出
及び集計業務を委託する。

2 委託業務名

令和8年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援等業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務委託内容

発注者から依頼を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が提供
する市町村のレセプトデータをもとに、国の交付金算定基準に基づき必要なデータを抽
出の上、点数及び金額計算を行い、発注者が指定するスケジュールに沿って9の成果物
を納品するものとする。

併せて、交付金の申請に必要なレセプトの過誤等の差引（確定情報との突合）及
び償還等高額療養費の反映に係る各市町村における支給額の調査支援は、受注者にて行
うものとする。

なお、これらの交付金の申請に必要な各種作業は、各市町村においても受注者と同様
に実施できるように考慮されたデータ形式で発注者に納品するものとする。

また、各市町村の交付申請額を算定するのに必要な支援も本委託業務に含むものとし
る。

5 委託料

委託料は、消費税及び地方消費税を含む総額を記載するものとする。なお、消費税及
び地方消費税は、内数として別記するものとする。

6 業務スケジュール

業務スケジュール（見込）は下表のとおり。受注者は、下表を参考に、詳細な業務ス

スケジュールを作成すること。

(表)

作業項目	担当	令和8年						令和9年			
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 令和8年度医療費データ取得	青森県	→									
・レセ電コード情報ファイル取得 2 請求支払確定レセプトデータ取得 (R8.1～R8.6分)	国保連		→								
3 結核・精神データ抽出①	受注者			→							
4 突合処理、試算結果報告①	受注者			→							
・レセ電コード情報ファイル取得 5 請求支払確定レセプトデータ取得 (R8.7～R8.11分)	国保連							→			
6 結核・精神データ抽出②	受注者							→			
7 突合処理、試算結果報告②	受注者							→			
・レセ電コード情報ファイル取得 8 請求支払確定レセプトデータ取得 (R8.12分)	国保連								→		
9 結核・精神データ抽出③	受注者								→		
10 突合処理③	受注者									→	
11 退職振替、不当利得調整、地単調整、 様式第24表作成	市町村									→	
12 発注者（県）へ納品	受注者										
13 各市町村へデータ提供	国保連									→	
14 本申請	青森県									→	
15 問い合わせ対応	受注者	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

7 提供レセプトデータ

本委託業務にあたり、国保連が受注者に提供するレセプトデータ（CSVファイル）は次のとおり。

(1) レセプトの種類

- ①レセ電コード情報ファイル
- ②請求支払確定レセプトデータ

(2) 対象疾病

社会保険表章用疾病分類（ICD-10）の、
大分類Ⅰ 感染症及び寄生虫症 中分類0102（結核）及び
大分類Ⅴ 精神及び行動の障害 中分類0501～0507

(3) 対象診療年月

令和8年1月審査分～令和8年12月審査分

ただし、高額療養費の支給に係るレセプトについて、令和7年12月審査分のレセプ

トデータの調査を行う場合、当該費用は委託料に含めるものとする。

(4) データ抽出条件

以下の省令等の規定に基づき抽出するものとする。

- ・ 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）
- ・ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の施行等について（昭和38年3月23日付け発保第31号厚生事務次官通知）

8 データの授受

データ授受は、匿名化処理を行った上で持ち出しを行うものとする。

9 成果物の納品

成果物は以下のとおりとする。

- ・ 申請対象レセプトデータ
- ・ 申請資料作成支援ツール
- ・ レセプト全国共通キー新旧比較リスト

なお、成果物はCD-R又は適当な電子媒体に格納して納品するものとする。

10 業務遂行にあたる遵守事項及びその徹底

(1) 守秘義務

業務を通じて知り得た事項及びレセプト等に記載のいかなる情報も第三者に漏えいしないこと。

(2) レセプト情報の取り扱い

- ①レセプト情報の取り扱いは慎重かつ丁寧に行い、破損、遺棄、紛失のないよう細心の注意をもって行うこと。
- ②受注者の要請によらないレセプト情報の原本及びコピーの作業場所以外への持ち出しは厳に禁止する。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。